

# 令和6年第2回（4月）佐渡市議会臨時会会議録（第1号）

令和6年4月30日（火曜日）

## 議事日程（第1号）

令和6年4月30日（火）午前10時00分開会・開議

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 議会選第1号
- 第 3 議会選第2号
- 第 4 議席の指定
- 第 5 会議録署名議員の指名
- 第 6 会期の決定
- 第 7 発議案第6号
- 第 8 発議案第7号
- 第 9 発議案第8号
- 第10 諸般の報告
- 第11 議案第60号から議案第64号まで
- 第12 常任委員会付託案件  
(総務文教常任委員会分)  
議案第62号、議案第64号  
(市民厚生常任委員会分)  
議案第60号、議案第61号、議案第63号
- 第13 議案第65号
- 第14 議案第66号
- 第15 議案第67号
- 第16 議会選第3号
- 第17 議会選第4号
- 第18 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（21名）

|    |         |    |        |
|----|---------|----|--------|
| 1番 | 村川拓人君   | 2番 | 川原茂君   |
| 3番 | 坂下真斗君   | 4番 | 栗山嘉男君  |
| 5番 | 佐々木ひとみ君 | 6番 | 平田和太龍君 |
| 7番 | 山本健二君   | 8番 | 林純一君   |

|       |     |       |       |     |       |
|-------|-----|-------|-------|-----|-------|
| 9 番   | 佐 藤 | 定 君   | 1 0 番 | 中 川 | 健 二 君 |
| 1 1 番 | 広 瀬 | 大 海 君 | 1 2 番 | 山 田 | 伸 之 君 |
| 1 3 番 | 荒 井 | 眞 理 君 | 1 4 番 | 駒 形 | 信 雄 君 |
| 1 5 番 | 坂 下 | 善 英 君 | 1 6 番 | 山 本 | 卓 君   |
| 1 7 番 | 中 川 | 直 美 君 | 1 8 番 | 佐 藤 | 孝 君   |
| 1 9 番 | 近 藤 | 和 義 君 | 2 0 番 | 室 岡 | 啓 史 君 |
| 2 1 番 | 金 田 | 淳 一 君 |       |     |       |

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により出席した者

|           |     |       |           |     |         |
|-----------|-----|-------|-----------|-----|---------|
| 市 長       | 渡 辺 | 竜 五 君 | 副 市 長     | 伊 貝 | 秀 一 君   |
| 教 育 長     | 香 遠 | 正 浩 君 | 総 務 部 長   | 中 川 | 宏 君     |
| 企 画 部 長   | 石 田 | 友 紀 君 | 財 務 部 長   | 平 山 | 栄 祐 君   |
| 市 民 生 活 長 | 市 橋 | 法 子 君 | 社 会 福 祉 長 | 吉 川 | 明 君     |
| 観 光 振 興 長 | 小 林 | 大 吾 君 | 教 育 次 長   | 鈴 木 | 健 一 郎 君 |
| 監 査 委 員 長 | 原 田 | 健 一 君 |           |     |         |

事務局職員出席者

|           |     |       |       |     |         |
|-----------|-----|-------|-------|-----|---------|
| 事 務 局 長   | 中 川 | 雅 史 君 | 事務局次長 | 齋 藤 | 壮 一 君   |
| 議 事 調 査 係 | 池   | 秀 和 君 | 議事調査係 | 余 湖 | 巳 和 寿 君 |

#### 臨時議長の紹介

○事務局長（中川雅史君） おはようございます。

本日は、一般選挙後最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、坂下善英議員が年長の議員でありますので、議長席に御着席願います。

〔坂下善英議員議長席に着く〕

○臨時議長（坂下善英君） おはようございます。ただいま御紹介いただきました坂下でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしくお願いをいたします。

---

#### 午前10時00分 開会・開議

○臨時議長（坂下善英君） ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年第2回（4月）佐渡市議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（坂下善英君） 日程第1、この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

---

#### 日程第2 議会選第1号

○臨時議長（坂下善英君） 日程第2、議会選第1号 佐渡市議会議長の選挙を行います。

選挙の方法は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（坂下善英君） ただいまの出席議員数は21名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（坂下善英君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（坂下善英君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（坂下善英君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のために申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、議席1番から順次投票を願います。

〔投票〕

○臨時議長（坂下善英君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（坂下善英君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（坂下善英君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、佐渡市議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人に6番、平田和太龍君及び8番、林純一君を指名いたします。

両名の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○臨時議長（坂下善英君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数21票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票17票、無効投票4票。

有効投票中、金田淳一君 17票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、公職選挙法第95条第1項第3号の規定により5票であります。

よって、金田淳一君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました金田淳一君に対し、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

金田淳一君の発言を求めます。

金田淳一君。

〔議長 金田淳一君登壇〕

○議長（金田淳一君） おはようございます。このたび議員各位の御推挙を賜り、名誉ある佐渡市議会の議長に就任することとなりました金田淳一でございます。身に余る光栄と感激するとともに、浅学非才である私はその重責を担うことができるのかと緊張感いっぱいでございます。今までの経験を基にして、議長として全力を傾け、公正かつ円滑な議会運営に取り組んでまいりたいと思います。

さて、人口減少と高齢化の進行により、佐渡市を含む多くの地方自治体はその運営に厳しさが増しております。まさに課題先進地そのものが私たちの佐渡市であります。産業振興、医療、福祉、防災、教育など、課題は枚挙にいとまがありません。混迷する国際情勢を起因とする物価高も、市民生活に大きく影響を与えております。

そんな中で市長選挙及び市議会議員の選挙が実施され、今日がそのスタートであります。私たちは、選挙においてそれぞれが訴えた事柄を執行部と真摯に議論し、地方自治体としての対応では限界があるとしても、それらの課題に有効な政策を推進することを求めているかなければなりません。そのことを私は最優先として、議員の皆様とともに努力をしたいと考えております。

また、我が市議会は、前の任期において議会基本条例を定めております。今期は、その条例を運用する

ための細部にわたる調整が必要になります。市民からの負託に応えるためにこの取組をしっかりと推進し、評価される議会に向けて取り組みたいと考えております。加えて、議員各位の研さんの場として研修会を企画し、学びを進め、議会全体としての向上を図り、活発な議論が展開される議会を目指す所存でございます。

最後になりますが、このような取組を推進するために議員及び執行部各位の御協力をお願いするとともに、市民の皆様におかれましては市議会に対して一層の御理解を賜りますようお願いを申し上げ、誠に簡単ではございますが、就任の御挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。(拍手)

○臨時議長（坂下善英君） 以上をもちまして私の臨時議長としての職務を終了いたします。御協力ありがとうございました。

新議長と交代するため、暫時休憩をいたします。

午前１０時１５分 休憩

---

午前１０時１７分 再開

〔議長、臨時議長と交代し議長席に着く〕

○議長（金田淳一君） 再開をいたします。

これ以降の会議は私が執り行います。何とぞよろしくお願いいたします。

私の議長就任に伴い、ただいまお手元にこの後の会議の追加議事日程を配付いたしました。

---

日程の追加

○議長（金田淳一君） お諮りいたします。

追加議事日程のとおり、本日の日程に日程第３から日程第18までを追加し、順次議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

よって、追加議事日程のとおり、本日の日程に日程第３から日程第18までを追加し、順次議題とすることに決定いたしました。

---

日程第３ 議会選第２号

○議長（金田淳一君） 日程第３、議会選第２号 佐渡市議会副議長の選挙を行います。

選挙の方法は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（金田淳一君） ただいまの出席議員数は21名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（金田淳一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（金田淳一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のために申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議席1番から順次投票を願います。

〔投票〕

○議長（金田淳一君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（金田淳一君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、佐渡市議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人に10番、中川健二君及び12番、広瀬大海君を指名いたします。

両名の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（金田淳一君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数21票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票15票、無効投票6票。

有効投票中、室岡啓史君 15票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、公職選挙法第95条第1項第3号の規定により4票であります。

よって、室岡啓史君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました室岡啓史君に対し、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

室岡啓史君の発言を求めます。

室岡啓史君。

〔副議長 室岡啓史君登壇〕

○副議長（室岡啓史君） 皆さん、おはようございます。室岡啓史でございます。このたびは佐渡市議会副議長に御選任いただき、誠にありがとうございます。

私は、これまで2期8年、佐渡市議会議員の立場から佐渡市の発展のために微力ながら尽力してまいり

ました。そして、この2年間は、佐渡市議会副議長として議会の円滑な運営に努めるとともに、世界文化遺産登録等の実現に全力で取り組んでまいります。副とは、主なものに付き添ってその助けとなることという意味です。したがって、その意味のとおり、佐渡市議会議長の補佐役として、誠心誠意、粉骨砕身尽力してまいり所存でございます。

3月の代表質問でも申し上げましたが、本年が離島創生、佐渡創生元年として、たつ年だけに佐渡が龍のごとく大空へと舞い上がる1年になると期待しております。春には、去る3月1日に佐渡市制施行20周年を迎えました。20周年について自治体を人に例えるのであれば、佐渡さんの成人式、二十歳のつどいということになります。大人として成熟した佐渡市政の運営が期待されるところであります。

そして、夏、7月末にインドのニューデリーで世界遺産委員会が開かれ、「佐渡島の金山」が世界遺産に登録される見込みであります。平成8年から始められた運動の足かけ28年にわたる努力が報われ、登録が実現すれば、新潟県では初の快挙となります。

そして、秋、小木町が重要伝統的建造物群保存地区、重伝建登録認定の見込みで、実現すれば新潟県では宿根木が登録された平成3年以来33年ぶり、2件目の快挙となります。

そして、最後冬、トキエアの佐渡空港就航、佐渡一新潟、佐渡一首都圏便の開設により、国内外からワンクッションで佐渡へとお越しいただくことが可能となり、佐渡空港周辺地域は玄関口としての活性化が大いに期待されるところであります。

そしてまた、二代表制の一翼を担う議会として、議会改革の推進、市民との協働、拉致問題の早期解決等に向けた努力、そして市民の皆様の生活に密着した課題解決に積極的に取り組んでまいります。

以上のように、佐渡市議会副議長として、①、議長を支え、議会運営に貢献すること、②、議員間の協調を図り、活発な議論を促進すること、そして③、市民の皆様からの意見を積極的に反映することを常に念頭に置き、副議長の職責を全うしてまいります。皆様には御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2年間よろしくお願いいたします。御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長（金田淳一君） 暫時休憩いたします。

午前10時29分 休憩

---

午前10時29分 再開

○議長（金田淳一君） 再開いたします。

---

#### 日程第4 議席の指定

○議長（金田淳一君） 日程第4、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、お手元に配付した議席表のとおり指定いたします。

ここで、議席の移動のため、10時45分まで休憩をいたします。

午前10時30分 休憩

---

午前10時45分 再開

○議長（金田淳一君） 再開いたします。

---

日程第5 会議録署名議員の指名

○議長（金田淳一君） 日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、1番、村川拓人君及び3番、坂下真斗君を指名いたします。

---

日程第6 会期の決定

○議長（金田淳一君） 日程第6、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

---

日程第7 発議案第6号

○議長（金田淳一君） 日程第7、発議案第6号 佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

室岡啓史君。

〔20番 室岡啓史君登壇〕

○20番（室岡啓史君）

発議案第6号

佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を地方自治法第112条及び佐渡市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

令和6年4月30日

佐渡市議会議長 金 田 淳 一 様

|     |         |         |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 佐渡市議会議員 | 室 岡 啓 史 |
| 賛成者 | 〃       | 駒 形 信 雄 |
|     | 〃       | 平 田 和太龍 |
|     | 〃       | 中 川 直 美 |
|     | 〃       | 中 川 健 二 |
|     | 〃       | 山 田 伸 之 |
|     | 〃       | 荒 井 眞 理 |

佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例

佐渡市議会委員会条例（平成16年佐渡市条例第328号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「6人」を「7人」に改める。

附 則



この条例は、公布の日から施行する。

提案理由、会派設立に伴い、議会運営委員の定数を改めるものであります。

議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（金田淳一君） お諮りします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより発議案第6号 佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

発議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 発議案第7号

○議長（金田淳一君） 日程第8、発議案第7号 議会広報特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

室岡啓史君。

〔20番 室岡啓史君登壇〕

○20番（室岡啓史君）

発議案第7号

議会広報特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和6年4月30日

佐渡市議会議長 金 田 淳 一 様

|     |         |         |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 佐渡市議会議員 | 室 岡 啓 史 |
| 賛成者 | 〃       | 駒 形 信 雄 |
|     | 〃       | 平 田 和太龍 |
|     | 〃       | 中 川 直 美 |
|     | 〃       | 中 川 健 二 |
|     | 〃       | 山 田 伸 之 |
|     | 〃       | 荒 井 眞 理 |

議会広報特別委員会の設置について

佐渡市議会委員会条例第6条の規定により、次のとおり特別委員会を設置する。

## 記

### 1 特別委員会の名称

議会広報特別委員会

### 2 付託事件

(1) 議会報の編集及び発行に関すること

(2) 議会広報に関すること

### 3 委員の定数

8人

### 4 期間

議員任期が終了するまでの期間とし、議会閉会中も活動を行う

### 5 費用

予算の範囲内

提案理由、議会報の編集及び発行に関すること並びに議会広報に関することについて、特別委員会を設置するものであります。

議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（金田淳一君） お諮りいたします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これより発議案第7号 議会広報特別委員会の設置についての採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

発議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第9 発議案第8号

○議長（金田淳一君） 日程第9、発議案第8号 議会基本条例特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

室岡啓史君。

〔20番 室岡啓史君登壇〕

○20番（室岡啓史君）

発議案第8号

議会基本条例特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和6年4月30日

佐渡市議会議長 金 田 淳 一 様

|     |         |         |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 佐渡市議会議員 | 室 岡 啓 史 |
| 賛成者 | 〃       | 駒 形 信 雄 |
|     | 〃       | 平 田 和太龍 |
|     | 〃       | 中 川 直 美 |
|     | 〃       | 中 川 健 二 |
|     | 〃       | 山 田 伸 之 |
|     | 〃       | 荒 井 眞 理 |

議会基本条例特別委員会の設置について

佐渡市議会委員会条例第6条の規定により、次のとおり特別委員会を設置する。

#### 記

#### 1 特別委員会の名称

議会基本条例特別委員会

#### 2 付託事件

- (1) 議会基本条例の運用に関する事
- (2) 議会改革に関する事

#### 3 委員の定数

8人

#### 4 期間

上記付託事件の審査又は調査が終了するまでの期間とし、議会閉会中も活動を行う

#### 5 費用

予算の範囲内

提案理由、議会基本条例の運用に関する事及び議会改革に関する事について、特別委員会を設置するものであります。

議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（金田淳一君） お諮りします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより発議案第8号 議会基本条例特別委員会の設置についての採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

発議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 諸般の報告

○議長（金田淳一君） 日程第10、諸般の報告を行います。

常任委員、議会運営委員及び特別委員は、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付した資料のとおり、議長において指名いたしました。

これに伴い、各委員会において正副委員長が互選されておりますので、これらの結果について事務局長に朗読させます。

○事務局長（中川雅史君） それでは、朗読させていただきます。常任委員、議会運営委員及び特別委員の選任について御報告させていただきます。敬称は省略させていただきます。

総務文教常任委員会、定数7。

|         |         |         |
|---------|---------|---------|
| 平 田 和太龍 | 林 純 一   | 山 田 伸 之 |
| 荒 井 眞 理 | 駒 形 信 雄 | 坂 下 善 英 |
| 中 川 直 美 |         |         |

市民厚生常任委員会、定数7。

|         |         |         |
|---------|---------|---------|
| 村 川 拓 人 | 栗 山 嘉 男 | 佐々木 ひとみ |
| 佐 藤 定   | 中 川 健 二 | 室 岡 啓 史 |
| 佐 藤 孝   |         |         |

産業建設常任委員会、定数7。

|         |         |         |
|---------|---------|---------|
| 川 原 茂   | 坂 下 真 斗 | 山 本 健 二 |
| 広 瀬 大 海 | 山 本 卓   | 金 田 淳 一 |
| 近 藤 和 義 |         |         |

議会運営委員会、定数7。

|         |         |         |
|---------|---------|---------|
| 坂 下 真 斗 | 山 本 健 二 | 山 田 伸 之 |
| 荒 井 眞 理 | 坂 下 善 英 | 中 川 直 美 |
| 佐 藤 孝   |         |         |

議会広報特別委員会、定数8。

|         |         |         |
|---------|---------|---------|
| 村 川 拓 人 | 川 原 茂   | 栗 山 嘉 男 |
| 佐々木 ひとみ | 佐 藤 定   | 中 川 健 二 |
| 広 瀬 大 海 | 荒 井 眞 理 |         |

議会基本条例特別委員会、定数8。

|         |         |         |
|---------|---------|---------|
| 平 田 和太龍 | 山 本 健 二 | 林 純 一   |
| 山 田 伸 之 | 荒 井 眞 理 | 駒 形 信 雄 |
| 中 川 直 美 | 近 藤 和 義 |         |

続いて、各委員会の正副委員長の互選結果について朗読いたします。

|                |         |
|----------------|---------|
| 総務文教常任委員会委員長   | 坂 下 善 英 |
| 副委員長           | 平 田 和太龍 |
| 市民厚生常任委員会委員長   | 佐 藤 定   |
| 副委員長           | 中 川 健 二 |
| 産業建設常任委員会委員長   | 山 本 健 二 |
| 副委員長           | 広 瀬 大 海 |
| 議会運営委員会委員長     | 佐 藤 孝   |
| 副委員長           | 山 田 伸 之 |
| 議会広報特別委員会委員長   | 荒 井 眞 理 |
| 副委員長           | 佐々木 ひとみ |
| 議会基本条例特別委員会委員長 | 山 田 伸 之 |
| 副委員長           | 駒 形 信 雄 |

以上であります。

○議長（金田淳一君） 以上で諸般の報告を終わります。

○議長（金田淳一君） ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） おはようございます。それでは、新しいスタートを受け、私から一言御挨拶を申し上げます。

初めに、このたび市議会議員選挙で市民の負託を受け、本日市議会臨時会へ臨まれました議員各位に深く敬意を表します。私自身引き続き市政運営を担わせていただくこととなりましたが、改めて島の未来をつくるその重責を強く感じ、市民の皆様、議員の皆様と知恵を出し合い、その知恵を行動に変え、課題解決先進地、佐渡の実現に向けて全身全霊で取り組んでまいりたいと考えております。

さて、今年は「佐渡島の金山」の世界文化遺産登録やトキエアによる佐渡空路の再開計画、また島外に目を向けても北陸新幹線の敦賀延伸、また妙高市で計画されているリゾート開発など、佐渡市、新潟県にとって大きな変革へのチャンスを迎えると考えております。

一方、危機感を持ち、対策を進めなければならない課題も多く、明確になってきております。災害への対応、医療、福祉の連携体制の構築、公共交通の整備、そして人口減少対策としての移住、定住促進、これらは喫緊の課題でございます。チャンスを逃さず、島内の産、官、学、金がワンチームとなり、観光、交流、移住、定住等に自然、文化、歴史、食を生かした佐渡で働き、住み続けることができる働く、暮らすパッケージ、これを組み合わせ、多くの人々がにぎわい、産業が活性化する取組を進めるとともに、佐渡が抱える喫緊の課題も国、県と連携し、離島の課題を日本の課題に置き換え、この佐渡で小さな課題解決のモデルづくりを進め、課題解決が持続可能な島づくりとなり、日本や世界の新たなモデルとなるように挑戦してまいります。

そのため、令和6年2月の市議会定例会でも申し上げましたが、安心して暮らし続ける島と地域循環共

生圏の創出、この2本の未来像に向けた施策に全力で取り組んでまいります。また、島の未来をつくるためにも、改めて教育と行財政改革の取組強化が不可欠であると考えております。

教育においては、学力の強化に加え、子供たちが佐渡の豊かな自然、環境、歴史、文化への理解を深め、企業と連携し、佐渡の企業への理解促進と受入体制の整備や人材の育成強化に力を入れ、未来を担う子供たちが佐渡で活躍できる環境整備を進めてまいります。

行財政改革においては、民間活用やデジタル化を進めながら国や県の財源を活用し、最大の効果が最少の投資で得られるような効率的な行政運営に加え、自立可能な財政運営に向けた行財政改革を図らなければなりません。

そのため、佐渡市として、意識の変革、行動の変革、組織の変革、この3つの変革に挑戦し、おもてなしの市民サービスと政策立案力を基本とする職員の育成に取り組み、市民の皆様から信頼される行政運営を進めてまいります。

改めてこれらを島内外の産、官、学、金の連携、そして市民の皆様、議員各位と一緒に取り組むことをお願い申し上げて、本日の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

---

#### 日程第11 議案第60号から議案第64号まで

○議長（金田淳一君） 日程第11、議案第60号から議案第64号までについてを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、議案の上程をさせていただきます。

議案第60号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について）。本案は、令和6年度税制改正に伴い、令和6年3月31日付の専決処分により佐渡市税条例の一部を改正したことについて、議会の承認を求めるものでございます。主な改正内容は、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年度分の個人住民税所得割額から納税義務者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円を乗じた額を控除するなど、地方税法の改正に伴う所要の改正を行ったものでございます。

議案第61号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）。本案は、令和6年度税制改正に伴い、令和6年3月31日付の専決処分により佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正したことについて、議会の承認を求めるものでございます。主な改正内容は、国民健康保険の中間所得者層の保険税負担の軽減を図るため、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を引き上げ、また低所得者層の保険税軽減の拡大を図るため、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の所得基準を緩和したものでございます。

議案第62号 国仲学校給食センター洗浄システム購入契約の締結について。本案は、国仲学校給食センター洗浄システムの購入について、4月5日に執行した入札の落札者と購入契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第63号 佐渡クリーンセンター1・2号炉ガス冷却塔災害復旧工事請負契約の締結について。本案は、佐渡クリーンセンター1号炉及び2号炉のガス冷却塔の災害復旧工事について、4月18日に随意契約

した相手方と請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第64号 令和6年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ5億1,018万円を追加するものでございます。主な補正内容は、国のデフレ完全脱却のための総合経済対策に係る経費を計上するほか、防災対策に係る経費などを計上し、歳入では国庫支出金、繰入金を増額計上するものです。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（金田淳一君） これより質疑に入ります。

議案第60号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について）の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第60号についての質疑を終結いたします。

議案第61号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）の質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 初議会で、これが議員の本当の仕事ですが、お尋ねしたいのは、物価高騰で深刻な中、今回定額減税のものもある中で、国保の限度額の引上げです。今回104万円がさらに上がるわけですから、106万円というのはちょっとこれ無理があるのではないかというふうに思うのです。例えば国の通知では各市町村においてはこれまで同様それぞれの保険料賦課の実情に応じて引上げ幅や引上げ時期を判断することは可能であるという通知が出ているわけなのですが、これだけ物価高騰が激しい中で、国もそういうことを配慮して各市町村によっていろいろやれと言っているのですが、これ具体的にどういう判断をなされたのかというのが1点。

2点目は、言うまでもありませんが、限度額の1.5%条項、佐渡市の場合は何%になるのでしょうか。何世帯でどのくらいになるのか。

○議長（金田淳一君） 市橋市民生活部長。

○市民生活部長（市橋法子君） 御説明いたします。

まず、前段の判断の部分でございますけれども、こちらにつきましては国のほうからも出ておりますところは承知しておりますが、佐渡市におきましては応能、応益の負担の割合で応能50以上のものというところを応能55と応益45に分けて所得の少ない人のための負担軽減ということを行っておりますので、今回税制改正に沿った改正をさせていただきたいということになっております。

それから、限度額分でございますけれども、現在まだ令和6年度の課税が出ておりませんけれども、令和4年分の所得による試算ですと大体17世帯ぐらいへの影響があるというふうに試算しております。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 答弁がなかったのですが、17世帯ということは先ほど言ったように限度額を上げるのに1.5%も勘案してどうするかというのがあるのです。だから、先ほど言ったように、国の通知では各市町村の実情に応じて判断できますよとあえて今回通知しているのです。今まであまりなかったのです、

こういう通知は。つまり本法を変えるのだけれども、この限度内の中で市町村の状況が悪かったら上げなくてもいいですよということなのだ。ですから、さっき聞いた限度額超過世帯というのは、今年度が分からないなら過去の年度で構いませんが、1.5%なのかどうなのか、1.5%どのぐらいなのか。

そして、限度額を引き上げるときにもう一つあるのは、医療分、後期高齢者支援金分、介護分、このばらつきがないかというのちゃんと見なさいよというのが国のルールになっているわけで、その辺はどうですか。

○議長（金田淳一君） 市橋市民生活部長。

○市民生活部長（市橋法子君） 御説明いたします。

すみません、今手元に1.5%の割合については、手持ち資料がございません。

○議長（金田淳一君） 中川直美君、3回目です。

○17番（中川直美君） 国の大本でも1.4%から2%を超えて云々というのがはっきりしているわけで、全国的な平均でいうと私の調べた範疇で1.35%なのだという指摘もあるわけで、ということは上げなくてもいいのだ。ちょっとこれ限界、無理が、5割、2割軽減については一定程度の枠増えるからいいのですが、そうはいっても全体が、国民健康保険の最高限度額は104万円が106万円、2万円も上がるわけです。今回定額減税など物価高騰に対応するのが今政治の使命だということになっている中で、そうすると先ほど17世帯が超過ということですが、今年度どのぐらいになりそうですか。

○議長（金田淳一君） 市橋市民生活部長。

○市民生活部長（市橋法子君） 御説明いたします。

今年度につきましてはまだ本査定前でございますので、現段階では分かりません。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第61号についての質疑を終結いたします。

議案第62号 国仲学校給食センター洗浄システム購入契約の締結についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第62号についての質疑を終結いたします。

議案第63号 佐渡クリーンセンター1・2号炉ガス冷却塔災害復旧工事請負契約の締結についての質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 災害復旧ということだと、この前の1月1日の能登半島地震によるものなのか、その辺がまずどうなのかひとつ教えていただきたい。

それと、随意契約で12億円でしたか。かなり大きな額なのだけれども、これは長期包括契約していますから、クリーンセンター。この前もありましたけれども、必ずそこにかざるを得ないというような形になってしまっているのかどうなのか。他市の状況も見て、委員会にも資料を出してあるようですが、その



辺どうなのかということが2点目。

3点目は、今年度で長期包括契約が終わりますよね。何か市民厚生常任委員会の資料を見ると令和7年度にも食い込むのではないかみたいな感じも見えるのだけれども、その辺はどうなりますか。長期包括契約は、令和7年3月31日に終わるわけです。それまでにしっかり後始末をして今後どうするかというのもやるということになると思うのですが、その辺は今回の災害復旧との関係ではどうなっていますか。

○議長（金田淳一君） 市橋市民生活部長。

○市民生活部長（市橋法子君） 御説明いたします。

まず、1点目につきましては、能登半島地震の影響を受けてということになっております。

それから、2点目、随意契約の理由というようなことだと思いますけれども、基本的に災害復旧工事なので、原状復旧が原則であることは御承知かと思います。現在、1炉の対応で稼働しながら燃やすごみを処理するという必要があるために、焼却施設の運転計画とか、それから工事工程表などの調整が必要となっております。そのようなことから、現在長期包括の運営委託事業をしております業者と1者随意契約の契約をさせていただきたいということで本議案に上程しておりますところ です。

3点目につきましては、一応当初予算の段階では今年度の予算でやっていきたいということで御説明をしておりますけれども、今後また1炉、2炉というようなところで休止をしなければいけない期間等も出てくる可能性もございますので、次年度以降というところに影響がないように進めてまいりたいというふうには考えておるところでございます。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 随意契約で12億円でしょう。トータルで13億円余りになるという随意契約なのだけれども、1号炉について全体としては令和7年度まで食い込んでいるではないですか、あなた方が出した資料。長期包括契約、10年間契約が今年度で終わるとどうなるかというのもこの方針の中でしっかり書かれていて、取りあえずちゃんと引き渡ささいよということになっているわけなのだけれども、これちょっと令和7年度に食い込むのだけれども、なるべく早い時期に終わって、取りあえず1回10年間の区切りをつけてまた再公募なりなんなりするという形になれるのかどうなのかということを知りたい。だから、令和7年3月31日で終わりなのですよ、契約そのものは。契約のルールによると、3月31日までにしっかり引き渡しをする、点検するというのがルールになっているわけで、その辺が大丈夫かと聞いているのです。

○議長（金田淳一君） 市橋市民生活部長。

○市民生活部長（市橋法子君） 御説明いたします。

担当部署からは基本的にはそこは大丈夫であるというふうに確認をしておりますし、私も資料においてそのような形で理解をしております。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第63号についての質疑を終結いたします。

議案第64号 令和6年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

本案の質疑は、歳入歳出別に行います。

まず、歳入についての質疑を許します。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

それでは、歳入の質疑を終結いたします。

それでは次、歳出についての質疑を許します。質疑ございますか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） それでは、幾つか聞きます。

まず1つは、定額減税の関係です。一応当初予算との関係で今回対応し切れなかったものの関係ということ、結果的にどうなるのかということを知りたいです。つまり定額減税対象世帯数は一体何世帯で幾らなのかと。そして、補足給付される人は幾らなのかというところをまずお尋ねをしたいと思います。

それともう一つは、なかなか我々素人から見ると複雑なようなルールなのだけれども、会計年度任用職員も補佐として雇うのだろうけれども、その辺の個人情報の扱いも含めてこれ十分対応し切れますか。しかも6月13日だけ15日ぐらいにはもうやれるというふうにしなければいけないわけで、もう日にちが非常に少ないというふうに思っているのですが、その辺大丈夫なのかというのが1点お尋ねしておきたいと思います。

2点目には、子育て支援の関係で、学童保育の整備、家屋調査の業務委託がありますが、これ具体的にどういうことなのか。以前ですと学童保育が結構あふれていて、地区によって大変だということもあるので、新たに造るということなのか、どういうことなのか、ちょっとお尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（金田淳一君） 市橋市民生活部長。

○市民生活部長（市橋法子君） 御説明いたします。

まず、定額減税の対象者というところでございますけれども、こちらにつきましては対象者約2万500人ということになっております。そのほか今度は給付の対象ですけれども、給付の対象としましては引き切れない方になりますが、こちらが約1万1,000人を見込んでおります。そのうち、所得税分の方と住民税分の方がいらっしゃいますけれども、全体で1万1,000人という見込みになっております。

それから、会計年度任用職員を2名ほど雇用する予定にしております。この後予算のほう御承認いただきました後に、市民の方々に、対象となる方に確認書をお送りさせていただきますので、そのような発送業務、それから電話でのお問合せ、そういったことについて対応をしてみたいというふうに考えております。また、あくまでも市職員のサポートでございますので、個人情報関係につきましても当然遵守をしながら保持していただくという形になるかと思います。

以上です。

○議長（金田淳一君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 児童館の関係について御説明いたします。

この予算は、令和5年度に両津の児童館、ちのわの家の解体工事を実施しました。工事終了後、近隣の住宅のコンクリートの破損などの被害が出ているという報告を受けましたので、工事の影響について地盤

変動影響調査というものを実施する予算を計上したものでございます。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 定額減税の関係ですが、非常に我々もニュースで聞いているから、何となく4万円まけてもらえるのではないかなという感じもするのだけれども、その辺が市民、住民の受け止めとしては非常に複雑だと思うのです。具体的に言うと、給与所得者の場合、個人事業主の場合、年金受給者の場合によっても全然違うわけです。その辺の周知、本来これは国がしっかりやらなければならないのだけれども、本来やるべきものを末端の自治体にすごい業務量押しつけていると一般に言われているのだけれども、この辺のところはやっぱり待っている方もいると思うのです。いろいろ評判のよくない物価対策だとはいうものの、4万円まけてもらえるのではないかと。この間給付やいろいろなものがあつたから、その辺は例えば給与所得者、個人事業主、年金受給者の場合、この3点で構いませんが、具体的にどのようなになりますか。

○議長（金田淳一君） 市橋市民生活部長。

○市民生活部長（市橋法子君） 御説明いたします。

具体的にどのようなになりますかということになると、家族の人数、扶養親族の人数とかによって違いますので、全てお一人の家族というようなことではない状況でございます。なので、扶養親族の数、それから御本人の所得、減税し切れる方については、今ほどおっしゃっていただいたように、所得税分と住民税分を減税し切れる方については、給付はございません。そこで引き切れなかった方に対して給付をするということになってまいりますので、市民の皆様方には今回確認書を送らせていただくときに、お幾ら減税になるのか、それから給付になるのかということはお知らせをする予定ではございます。ただ、今議員がおっしゃっていただいたように複雑な制度でございますので、分かりやすく市民の方に理解していただけるような広報もしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（金田淳一君） 中川直美君、3回目です。

○17番（中川直美君） 私の質疑が悪かった。そんな細かいこと聞いたのではなくて、もっと簡単に。給与所得者の場合は6月の給与の源泉徴収から始まるし、個人事業主については今始まるわけではなくて、この次のときに始まるわけでしょう。年金受給者の場合は6月の源泉徴収分から始まるのだけれども、いろいろあるという、その辺を私は聞きたかったので、私が答え言ったのでしようがないのだけれども、ぜひ物価高騰が激しい、この後5月になると電気料金も上がるというような中で、もらえるのではないかなと思ってもらえない方もいる。また、今言った外れる方に対応するのめいると。だから、そういうのはしっかり国が本来やらなければならないことなのだけれども、住民とするとどうなのだという疑問が非常にあると思うので、周知の方法はどういうふうにしていますか。

○議長（金田淳一君） 市橋市民生活部長。

○市民生活部長（市橋法子君） 御説明いたします。

やはり制度が複雑ですので、給付を受けられると思っていらっしゃる方に給付がないという場合も当然あるかと思えます。なので、税務課のほうでも増員をしまして、そういったお問合せに対応する。それから、周知につきましては、国から説明があるものを分かりやすくして周知をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第64号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第60号から議案第64号までについては、お手元に配付した委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

ここで、委員会審査のため休憩をいたします。

午前11時22分 休憩

---

午後 4時45分 再開

○議長（金田淳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第12 常任委員会付託案件

（総務文教常任委員会分）

議案第62号、議案第64号

（市民厚生常任委員会分）

議案第60号、議案第61号、議案第63号

○議長（金田淳一君） 日程第12、常任委員会付託案件についてを議題といたします。

総務文教常任委員長に付託した案件について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、坂下善英君。

〔総務文教常任委員長 坂下善英君登壇〕

○総務文教常任委員長（坂下善英君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第62号 国仲学校給食センター洗浄システム購入契約の締結について。本案は、国仲学校給食センター洗浄システム購入について、4月5日に執行した入札の落札者と購入契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第64号 令和6年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）について。本案は、令和6年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ5億1,018万円を追加するものであります。主な内容は、国のデフレ完全脱却のための総合経済対策に係る経費を計上するほか、防災対策に係る経費などを計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（金田淳一君） 以上で総務文教常任委員長の報告を終わりました。

これより総務文教常任委員会付託案件についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について、委員長の報告を求めます。

市民厚生常任委員長、佐藤定君。

〔市民厚生常任委員長 佐藤 定君登壇〕

○市民厚生常任委員長（佐藤 定君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第60号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について）。本案は、令和6年度税制改正に伴い、佐渡市税条例の一部改正を令和6年3月31日付で専決処分したことについて、議会の承認を求めるものであります。主な改正内容は、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税義務者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円を乗じた額を控除するなど、地方税法の改正に伴う所要の改正を行ったものであります。審査の結果、承認すべきものとして決定しました。

議案第61号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）。本案は、令和6年度税制改正に伴い、佐渡市国民健康保険税条例の一部改正を令和6年3月31日付で専決処分したことについて、議会の承認を求めるものであります。主な改正内容は、国民健康保険の中間所得者層の保険税負担の軽減を図るため、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を引き上げ、また低所得者層の保険税軽減の拡大を図るため、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の所得基準を緩和したものであります。審査の結果、承認すべきものとして決定しました。

議案第63号 佐渡クリーンセンター1・2号炉ガス冷却塔災害復旧工事請負契約の締結について。本案は、佐渡クリーンセンター1号炉及び2号炉のガス冷却塔の災害復旧工事について、4月18日に随意契約した相手方と請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

○議長（金田淳一君） 以上で市民厚生常任委員長の報告を終わります。

これより議案第61号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）の採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立多数であります。

議案第61号は原案のとおり可決されました。

これより議案第61号を除く市民厚生常任委員会付託案件についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

以上で常任委員会付託案件は全部終了いたしました。

---

#### 日程第13 議案第65号

○議長（金田淳一君） 日程第13、議案第65号 佐渡市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、議案の追加上程をさせていただきます。

議案第65号 佐渡市教育委員会委員の任命について。本案は、佐渡市教育委員会委員、池典比古氏の任期が令和6年5月7日をもって満了となるため、その後任として加藤雄一郎氏を任命することについて議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（金田淳一君） お諮りいたします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第65号 佐渡市教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

議案第65号は、同意することに決しました。

---

#### 日程第14 議案第66号

○議長（金田淳一君） 日程第14、議案第66号 佐渡市監査委員の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、議案第66号 佐渡市監査委員の選任について。本案は、佐渡市監査委員、渡部直樹氏の任期が令和6年5月6日をもって満了となるため、引き続き渡部氏を選任することについて議会の同意を求めるものです。

よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（金田淳一君） お諮りいたします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第66号 佐渡市監査委員の選任についてを採決いたします。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

議案第66号は、同意することに決しました。

---

#### 日程第15 議案第67号

○議長（金田淳一君） 日程第15、議案第67号 佐渡市監査委員の選任についてを議題といたします。

本案は山本卓君が除斥の対象となりますが、既に退席をされております。

市長から提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、議案第67号を上程させていただきます。

佐渡市監査委員の選任について。本案は、議会選出の佐渡市監査委員の任期が令和6年5月6日をもって満了となるため、その後任として山本卓氏を選任することについて議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（金田淳一君） お諮りいたします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第67号 佐渡市監査委員の選任についてを採決いたします。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

議案第67号は、同意することに決しました。

〔16番 山本 卓君入場〕

---

日程第16 議会選第3号

○議長（金田淳一君） 日程第16、議会選第3号 新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、議長において指名推選することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

選挙の方法は、議長において指名推選することに決しました。

お諮りいたします。新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員には、議長において佐藤定君を指名し、同君を新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

議長において指名いたしました佐藤定君が新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました佐藤定君に対し、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

---

日程第17 議会選第4号

○議長（金田淳一君） 日程第17、議会選第4号 佐渡市選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、議長において指名推選することにしりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

選挙の方法は、議長において指名推選することに決しました。

それでは最初に、佐渡市選挙管理委員についてお諮りいたします。佐渡市選挙管理委員には、議長において、石川弘子君、山本一夫君、河原森久君、松倉聡君を指名し、佐渡市選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

議長において指名した石川弘子君、山本一夫君、河原森久君、松倉聡君が佐渡市選挙管理委員に当選されました。

次に、佐渡市選挙管理委員補充員についてお諮りいたします。佐渡市選挙管理委員補充員には、議長において、栗津謙一君、仲道智君、越智雅恵君、渡邊裕次君を指名し、佐渡市選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。



議長において指名した栗津謙一君、仲道智君、越智雅恵君、渡邊裕次君が佐渡市選挙管理委員補充員に  
当選されました。

---

日程第18 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（金田淳一君） 日程第18、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

議会運営委員長からお手元に配付したとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませ  
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

---

○議長（金田淳一君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

令和6年第2回（4月）佐渡市議会臨時会を閉会いたします。

午後 5時01分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

臨時議長 坂 下 善 英

議長 金 田 淳 一

署名議員 村 川 拓 人

署名議員 坂 下 真 斗